

入間東部福祉社会職員倫理要綱

全ての人間は、生まれながらにして尊厳と権利については平等であり、何人も人権は保障されるものです。「個人が尊厳をもってその人らしい自立した生活が送れるように支援する。」という社会福祉の基本に基づき、一人ひとりをかけがえのない存在とし、個性や主体性を尊重し、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さず、社会を構成する一員として市民生活を送ることができるよう私たちは支援していく必要があると考えます。そして、次の基本姿勢と具体的行動規範を定め、日々の取り組みの中に生かし、実践の中身を自己点検・相互点検し改善するための指針としていきます。

1 基本姿勢

(1) 人権の尊重

私たちは、利用者の人権侵害を決して許さず、利用者の利益を最優先します。

(2) 利用者主体のサービス提供

私たちは、一人ひとりの利用者の自己実現をめざし、利用者のニーズに基づく利用者主体のサービスを提供します。サービスの質を点検し自己評価をすすめるとともに、第三者評価や苦情解決の仕組みを積極的に活用してサービスの質の向上に努め、常に信頼を受ける存在となることを目指します。

(3) 職員の資質・専門性の向上

私たちは、社会福祉及び経済活動の専門性を高めるため、たゆまぬ自己研鑽に努めます。

(4) 地域福祉の推進

私たちは、施設の専門性を生かしながら、地域社会の一員として、積極的に地域福祉を推進します。

2 具体的行動規範

(1) 禁止事項

ア 人権の尊重

(ア) 利用者への体罰等

- a 殴る、蹴るなどの行為、その他怪我をさせるような行為を行うこと。
- b 身体拘束や長時間の正座・直立させるなどの肉体的苦痛を与えること。
- c 食事を抜くなどの、人間の基本的欲求に関わる罰を与えること。
- d 強制的に髪を切るなどの精神的苦痛を与えること。
- e 体罰を容認すること。

(イ) 利用者への差別

- a 子供扱いするなど、その人の年齢に相応しくない接し方をすること。

- b 障害の程度、状態、能力、性、年齢などで差別すること。
- c 本人の前で障害の呼称・状態を表す用語や差別的な用語をしようすること。
- d 障害が故の克服困難なことを、本人の責めに帰すような発言をすること。
- e 日頃の行動から、その利用者に対し予断をもったり、判断したりすること。
- f 利用者の言葉や歩き方などの真似をすること。
- g 利用者の行為を嘲笑したり、興味本位で接すること。

(ウ) **利用者に対するプライバシーの侵害**

- a 利用者個人の職務上知り得た情報を他に漏らすこと。
- b 利用者個人宛の郵便物等の開封を行うこと。
- c 廊下、通路から利用者の居室、寝室の内部が必要以上に見えるようになると。
- d 本人の了解なしに必要以上に居室、寝室に入ったりすること。
- e 本人の了解なしに必要以上に所持品の確認をすること。
- f 利用者の入浴、衣服の着脱、排泄、生理等の異性介助をすること。
- g 利用者の衣服の着脱やトイレ使用の際、他から見えるようになると。
- h 利用者の生理や排泄状況の話しを人前でしたり、表を貼り出したりすること。
- i 特定の場合を除き、生活エリアでマイクを多用すること。
- j 事前に利用者の了解を取らずに、見学者を招くこと。
- k 第三者に対し利用者の生活・活動状況の説明などを、本人の前で行うこと。
- l 利用者本人や保護者・家族の了解を得ずに、本人の写真、名前や製作した作品を掲載、展示したりすること。

(エ) **利用者の人権無視**

- a 「さん、君」をつけて呼ぶことを基本とし、相手の嫌がる呼び方や人格を傷つける呼び方をすること。
- b 職員のことを強制的に「先生」と呼ばせること。
- c 命令調になったり、大声で叱責すること。
- d マイク等の放送で、朝の挨拶をしたり、むやみに利用者を呼びつけたりすること。
- e 利用者の訴えに対して、無視や拒否をするような行為をすること。
- f 利用者に対して、理解が困難な言葉・表現を使用すること。
- g 長時間待たせたり、放置したりすること。
- h 利用者の人権を傷つけるような作品や写真を展示すること。
- i 担当専門医の指示によらず職員自らの判断で、薬物を使用すること。
- j 援助内容を利用者個々の人格を無視した、職員側の価値観や都合で一方的・画一的なものにすること。
- k 利用者全員を同様の髪型や服装にさせるなど、一様な姿にさせること。

- 1 職員が管理しやすいように、衣類の表に氏名や施設名を大書きするなどの行為をすること。

(オ) 利用者への強要

- a 本人の生活や健康を守るためにどうしても必要な場合を除き、利用者の嫌がることを強要すること。
- b 利用者に嫌悪感を抱かせるような療法等や訓練等を強要すること。
- c 余暇活動を行うに際し、本人が嫌がることを強要すること。
- d 本来職員がなすべきことを、作業・訓練・指導と称し、利用者にさせること。
- e 作業等諸活動に対し、いたずらにノルマを課すこと。
- f 利用者及び保護者・家族に対して、家庭の事業を顧みず帰省を強要すること。
- g 利用者及び保護者・家族の意思を無視し、施設側の都合により入・退所の強要をすること。
- h 職員自身の私用に利用者を使うこと。

(カ) 利用者への制限

- a 自傷や他の利用者に害を与えるなどの危険回避のための行動上の制限を、本人並びに保護者・家族への説明や専門家の意見を聞かず、職員ならびに施設だけの判断を行うこと。
- b 保護者・家族、友人、知人への電話や手紙などの連絡を制限すること。
- c 自由な帰省、面会、外出を一方的に制限すること。
- d 日用品などの購入を一方的に制限すること。

3 責務・努力事項

ア 利用者主体のサービス提供

(ア) 利用者の意思・個性の尊重

- a 入退所・異動などは、本人並びに保護者・家族に十分な説明を行い、相互理解のもとで本人が選択の機会を得られるよう努めること。
- b 支援計画の実施については、必ず本人並びに保護者・家族への説明を行い、相互理解と同意のもとで実施すること。
- c 施設運営、処遇などに対する利用者の意見、要望などを聞く機会を定期的に設け、意見等が反映されるよう努めること。
- d 本人の信教の自由を尊重すること。
- e 居室やグループの所属に関しては、本人の意思を最大限反映させること。
- f 行事や利用者の活動計画には、計画の立案段階から本人が参画できるよう努めること。
- g 日課や行事の変更は、必ず利用者に伝え協議し、了解を求めること。
- h 個人の好み、嗜好を尊重し、選択の幅を広げるよう努めること。

- i 生活においては、入所前の生活暦をよく知り、それまでの生活習慣を尊重すること。

(イ) 利用者の生活環境の保障

- a 生活は、社会一般の文化・生活習慣などが反映されたものになるよう努めること。
- b プライベートな時間と空間が保たれるよう努めること。
- c プライベートな時間には、本人の趣味・趣向などが活かされるよう配慮すること。
- d 大切な物を保管する場所が確保され、利用者自身が管理できるよう努めること。
- e 起床・就寝時間や食事時間・食事時間帯などの生活リズムについては、利用者の希望を尊重すること。
- f 食事は、利用者の嗜好や意見・要望などを聞くなどして、それが十分献立に反映されるよう努めること。
- g 毎日シャワーあるいは入浴できるよう努めること。
- h 作業等諸活動の場と生活の場は明確に区別できるよう努めること。
- i 事故防止、安全管理については、十分な注意を払うこと。
- j 夜勤・宿直をする場合、利用者の安眠を妨げないよう最大限の配慮を行うこと。
- k 日用品などの購入のためのお金と機会が持てるよう配慮すること。
- l 健康管理については、細心の注意を払うと共に、必要な時には必要な医療行為を受けることができるよう、日頃から医療機関との密接な関係を保つよう努めること。
- m 眼鏡、入れ歯、補聴器などの装具や福祉機器は、本人に最もあった物を用意し、不自由のない生活を送れるよう取り組むこと。
- n 清潔で季節や時と場合に応じた衣類を不足なく用意すること。

(ウ) 利用者に対する専門的支援

- a 利用者一人ひとりの個性の理解に努め、可能性を伸ばし自立を促す専門的支援・援助を行うこと。
- b 利用者個々に対して、援助計画を用意すること。
- c 支援計画は個人の状況・ニーズを的確に捉え、計画的に行うこと。
- d 利用者が意志決定ができるような機会・場面を多く設定し、自己実現に向けた支援を行うこと。
- e 支援・援助は、職員全体の統一した考えのもとに行うこと。
- f 聴覚障害や視覚障害などを持つ利用者には手話、点字、ボディーランゲージ、サインランゲージなど、利用者個々に適切なコミュニケーション手段を工夫

すること。

- g 聴覚障害や視覚障害など、重複障害を持つ利用者に対しても、積極的に社会との関わりが持てるよう支援すること。
- h 移動が困難な利用者に対しても、日中は居室外で過ごせるよう、また積極的に社会との関わりが持てるよう支援すること。
- i 社会生活を営む上で必要な学習の機会を設けるよう努める。

イ 職員の資質・専門性の向上

(ア) 自己研鑽

- a 職員は支援・援助者としての意識の確立のため、相互が啓発し合うこと。
- b 職員は自らの職業における倫理の確立と専門性の向上に向けて、積極的に研修会に参加するなど、研鑽を積むこと。
- c 職員は利用者援助にあたっては、絶えず自己点検、相互点検に努めること。

ウ 施設経営の透明性の堅持

(ア) 利用者、保護者・家族に対する情報開示

- a 利用者の入所に際しては、事前に見学や面接を行い、入所の目的、期間、援助の基本方針などを十分に説明すること。
- b 施設の基本方針や事業計画、援助計画などは、随時利用者や保護者・家族に開示すること。
- c 利用者への情報提供は、利用者が分かりやすいように、読みやすい字で書く、あるいは視聴覚教材、朗読、口頭などの手段を用いるよう努めること。
- d 保護者・家族に対して、利用者の生活・活動状況について、定期的に説明を行うこと。
- e 利用者が事故にあった時は、必ず保護者・家族に知らせること。
- f 緊急な医療行為や手術・入院などをする場合は、本人並びに保護者・家族に知らせ承得ること。
- g 利用者の服薬している薬に変更がある場合は、本人並びに保護者・家族に知らせること。
- h 社会一般の情報の提供について、テレビ、新聞、雑誌などを用意して利用者への便宜を図ること。

エ 地域福祉の推進

(ア) 利用者の社会参加支援

- a 地域の文化・芸術活動およびサークル活動や催物などに参加するなど、社会参加の機会を広げていけるよう支援すること。
- b 公民館、図書館、スポーツセンター等、地域の資源を利用する機会を多く持てるよう支援すること。
- c 地域に根ざした施設づくりを関係者と共に築いていけるよう努めること。

- d 地域のボランティアを積極的に受け入れるように努めること。
- e 可能な限り職場実習・職場見学は他の施設実習などの機会が得られるよう努めること。
- f 就労する機会が得られるよう努め、また就労する際には、本人並びに保護者・家族の意思を確認すると共に、雇用主ならびに現場の従業員に対し、障害者に対する正しい理解が得られるよう努めること。
- g 就労者に対するアフターケアを、施設全体として計画、継続的に取り組むこと。
- h 就労及び福祉的就労が可能な利用者だけでなく、全ての人にとって『はたらく』ことの意味・意義が相互理解できるよう努めること。